

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十六号
平成二十七年
五月二十八日
木曜日

第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

第十条第十三号中「第十三号様式」を「第二十号様式」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十二号中「第十二号様式」を「第十八号様式」に改め、同号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 省令第四十六条の二第一項の申請書 麻酔銃獵許可申請書（第十九号様式）

○山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

規則

目次

山梨県規則第二十八号

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を
次のように定める。

第一条 山梨県鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律施行細則（昭県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

思起名を以ての事に改める

山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並

に狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」、
「鳥獣

「保養及び守備の適正化に関する法律」は「保養の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に

「鳥獣及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟適正化に関する法律施行規則」に、「山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

法律施行条例を「山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行

一列に数める。

第一条第一項中「第七条第四項（法第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第六項」を「第二十八条第六項（法第二十九条第一項

山梨縣公報号外

第三十六号 平成二十七年五月一十八日

捕獲等事業有効期間更新申請書（第五号様式）

第十三号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を第二十号様式とする。

第十一号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を第十八号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

年　月　日

山梨県知事 殿

住所	
氏名	印
職業	
生年月日	
電話番号	

麻醉銃猟許可申請書

次のとおり住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により申請します。

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕獲等をしようとする期間	
捕獲等をしようとする区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
麻醉銃の所持に係る許可証の番号及び交付年月日	

様十一 同様式「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定め、同様式を第十七同様式へと。
様十中様式「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に定め、同様式を第十七同様式へと。

- 「□ 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証（省令第13条の
省令第15条第7項）」や「□ 認定証（省令第19条の9第6項）
42条第6項」 「□ 承認証（省令第42条第6項）
□ 麻醉銃獣許可証（省令第46条の2第6項）
9第7項）

に改め、同様式を第十五同様式へし、同様式の次に次の1様式を加へる。

」

年　月　日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

次の指定管理鳥獣捕獲等事業について従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項により読み替えて適用する同法第9条第8項の規定により申請します。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	
従事者の住所、氏名、職業及び生年月日	

第七中様式「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律施行規則」や「鳥獣の保護及び狩獵並びに狩獵の適正化に関する法律」、「愛がん飼養」や「愛玩のための飼養」を含む、同様式を第十一中様式へやる。

〔□ 指定管理鳥獣捕獲等事業許可証（省令第13条の9）
□ 承認証（省令第13条の9）
□ 指定獵法許可証（省令第15条第6項）〕や
〔□ 認定証（省令第19条の9第5項）
□ 承認証（省令第42条第5項）
□ 麻醉銃獵許可証（省令第46条の2第5項）〕

第5項)
9第6項)

之改め、同様式を第十四中様式へやる。

〔□ 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証（省令第13条の9）
□ 承認証（省令第42条第5項）〕や
〔□ 認定証（省令第19条の9第4項）
□ 承認証（省令第42条第4項）
□ 麻醉銃獵許可証（省令第46条の2第4項）〕

9第4項)

之改め、同様式を第十一中様式へやる。

〔□ 指定管理鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律施行規則」や「鳥獣の保護及び狩獵並びに狩獵の適正化に関する法律」、「愛がん飼養」や「愛玩のための飼養」を含む、同様式を第十一中様式へやる。

第七中様式「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律」、「愛がん飼養」や「愛玩のための飼養」を含む、同様式を第十一中様式へやる。

第七中様式「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律」、「愛がん飼養」や「愛玩のための飼養」を含む、同様式を第十一中様式へやる。

第七中様式「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律」、「愛がん飼養」や「愛玩のための飼養」を含む、同様式を第十一中様式へやる。

第七中様式「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律」、「愛がん飼養」や「愛玩のための飼養」を含む、同様式を第十一中様式へやる。

第七中様式「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律」、「愛がん飼養」や「愛玩のための飼養」を含む、同様式を第十一中様式へやる。

第2号様式（第10条関係）

(表面)

整理番号						収入証紙	
狩猟免許更新申請書 山梨県知事 殿					年 月 日		
住所	〒 電話番号						
ふりがな 氏名							印
生年月日							
次のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。							
(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。）							
<input type="checkbox"/> 網猟免許							
<input type="checkbox"/> わな猟免許							
<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	1 ライフル銃	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
	2 散弾銃	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許	3 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
免許の種類	狩猟免許番号	講習会	適正試験の結果			適性試験の免除	
			視力	聴力	運動能力		
網猟免許							
わな猟免許							
第一種銃猟免許							
第二種銃猟免許							

(裏面)

(2) 更新しようとする狩猟免許（免許の種類欄の□にレ印を付す。）

免許の種類	狩猟免状を交付した 都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
<input type="checkbox"/> 網猟免許			
<input type="checkbox"/> わな猟免許			
<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許			
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許			

(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

免許の種類	
-------	--

(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有するとの確認（確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付す。）

適正の確認	<input type="checkbox"/>
-------	--------------------------

記載上の注意事項

- 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 (1) の鉄砲所持許可証の番号及び交付年月日は、(1) に掲げる鉄砲の種類ごとに主として使用する鉄砲1丁について記載すること。
- 3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

第一号様式を第七号様式とする。

第一号様式中「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律」に、「^{新規}誓書」を「誓書」に改め、同様式を第六号様式とし、附則の次に次の五様式を加える。

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業認定申請書

次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	事業管理責任者の役職及び氏名	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	捕獲従事者	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	
	鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

第2号様式（第10条関係）

山梨県公報号外

第三十六号

平成二十七年五月一十八日

年　月　日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

次のとおり変更の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第2項において準用する同法第18条の3第1項の規定により申請します。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	

変更の内容	変更前	変更後
変更しようとする年月日		
変更の理由		

第3号様式（第10条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業変更届出書

次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により届け出ます。

変更前の名称	
変更前の住所	
変更前の代表者の氏名	
認定証の番号	
認定証の交付年月日	

変更の内容	変更前	変更後
変更の年月日		
変更の理由		

第4号様式（第10条関係）

山梨県公報号外

第三十六号

平成一十七年五月一十八日

年　月　日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業廃止届出書

次のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	
廃止した年月日	

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書

次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第3項の規定により申請します。

認定証の番号		
認定証の交付年月日		
鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

(山梨県鳥獣保護員設置規則の一部改正)

第二条 山梨県鳥獣保護員設置規則（昭和三十八年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県鳥獣保護管理員設置規則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に、「山梨県鳥獣保護員」を「山梨県鳥獣保護管理員」に、「保護員」を「保護管理員」に改める。

第二条の見出しを「(保護管理員)」に改め、同条第一項中「保護員」を「保護管理員」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第一号中「推せんした」を「推薦した」に改め、同条第二項及び第三項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第三条中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第三号中「保護」を「保護及び管理」に改め、同条第五号中「保護のための」を「保護及び」に改め、同条第六号中「鳥獣保護」を「鳥獣の保護及び管理」に改める。

第四条及び第五条第一項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

(山梨県立自然公園条例施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一 山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）第十八条

第三十三号、第七十五号及び第七十六号

二 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則（昭和四十八年山梨県

規則第五十二号）第六条第十四号

三 山梨県環境影響評価条例施行規則（平成十一年山梨県規則第二号）第七条第一項

第二号イ

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第四条 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の表みどり自然課の部五の款中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同款1の項中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、同款3の項中「第七条第八項」の下に「及び第十四条の二第四項」を加え、同款4の項中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同款5の項中「第十二条第六項及び第十四条第四項」を「第七条の一第三項、第十二条第六項、第十四条第四項及び

第十四条の二第四項」に、「公聴会の開催」を「利害関係人の意見の聴取」に改め、同款6の項中「第七条第六項」の下に「(第七条の二第三項及び第十四条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同款7の項中「第七条第七項」の下に「(第七条の二第三項及び第十四条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同款103の項を同款121の項とし、同款102の項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同項を同款120の項とし、同款101の項を119の項とし、100の項を117の項とし、同項の次に次のように加える。

118 第七十五条第四項の規定による立入検査

○

別表第二の五の表みどり自然課の部五の款中99の項を116の項とし、98の項を115の項とし、同款97の項中「98」を「115の項」に改め、同項を同款114の項とし、同款中96の項を113の項とし、92の項から95の項までを十七項ずつ繰り下げ、同款91の項中「92」を「109の項」に改め、同項を同款108の項とし、同款90の項を同款107の項とし、同款89の項中「90」を「107の項」に改め、同項を同款106の項とし、同款88の項を同款105の項とし、同款87の項中「88」を「105の項」に改め、同項を同款104の項とし、同款86の項を同款103の項とし、同款85の項中「86」を「103の項」に改め、同項を同款102の項とし、同款84の項を同款101の項とし、同款83の項中「84」を「101の項」に改め、同項を同款100の項とし、同款82の項を同款99の項とし、同款81の項中「82」を「99の項」に改め、同項を同款98の項とし、同款80の項を同款97の項とし、同款79の項中「80」を「97の項」に改め、同項を同款96の項とし、同款中78の項を95の項とし、77の項を94の項とし、同款76の項中「77」を「94の項」に改め、同項を同款93の項とし、同款中75の項を92の項とし、74の項を91の項とし、73の項を90の項とし、72の項を88の項とし、同項の次に次のように加える。

89 第五十五条第二項ただし書の規定による適性を有することの確認

○
林務環境 事務所長

別表第一の五の表みどり自然課の部五の款中71の項を87の項とし、63の項から70の項までを十六項ずつ繰り下げ、62の項を73の項とし、同項の次に次のように加える。

74 第三十五条第十二項において読み替えて準用する第三十五条第十一項の規定による承認の取消し

○
林務環境 事務所長

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、同条の規定による改正後の山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番